

岡山県立高梁城南高等学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月 策定

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数はここ数年1~4件で推移しており、事例のほとんどにパソコンや携帯電話等での書き込みなどインターネットを通じての生徒間トラブルが関係している。
- ・現在、生徒課を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめの定義**…いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)。であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを使う。
- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒課長以外にも各課・科・室、学年の教職員も参考し、それぞれの立場から実効性のあるいじめ問題の解決のための取組を行なう。また、生徒課を中心にいじめ問題の取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒課長以外にも各課・科・室、学年の教職員も参考し、それぞれの立場から実効性のあるいじめ問題の解決のための取組を行なう。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動(生徒会活動等)を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のためアンケートや面接週間を実施し、得られた情報を教育相談室や教職員間で共有する。

◆重点となる取組◆

- ・インターネットを通じたいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・「いじめについて考える週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、すべての生徒に対して情報モラルに関する授業(教科「情報」または代替科目等)を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

- <連携の内容>
- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、保護者懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に着手する。
 - ・学校評議会を通じて、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
 - ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のために保護者にパンフレット等の配布を通じて情報提供を行う。
 - ・生徒課などにより等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(学期ごと)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は職員朝礼等で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ・校内
校長、教頭、生徒課長、学年主任、専門科長
特別支援教育コーディネーター、養護教諭

全 教 职 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・県教育委員会

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣

<学校側の窓口>

- ・教頭

<連携機関名>

- ・高梁警察署

<連携の内容>

- ・非行防止教室等の実施
- ・定期的な情報交換

<学校側の窓口>

- ・生徒課長

学 校 が 実 施 す る 取 組

(教員研修)

- ・教職員の指導力向上のための研修として、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行なう。
- (生徒会活動)
 - ・「いじめについて考える週間」において、生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- (居場所づくり)
 - ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- (情報モラル教育)
 - ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業(教科「情報」または代替科目等)を計画的に実施する。

(実態把握)

- ・「いじめについて考える週間」に合わせて生徒の実態把握のためのアンケートを実施し、また学期初めに担任との面談(面接週間)を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。

(相談体制の確立)

- ・教育相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできる体制を整える。

(情報共有)

- ・生徒の気になる変化や行為があった場合、各専門科会議や学年会議等で報告し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。

(家庭への啓発)

- ・いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口を紹介するなど、家庭における、いじめへの対応に関する啓発を行う。

(いじめの有無の確認)

- ・本校生徒がいじめを受けていたとの通報を受けたり、その疑義が生じた場合は、学年、学科、生徒課、教育相談、管理職へ情報共有し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

(いじめへの組織的対応の検討)

- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

(いじめられた生徒への支援)

- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。

(いじめた生徒への指導)

- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせること、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。